

議案第 35 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

農業委員会	会長	月額 72,600 円
	委員	月額 49,300 円（議会の議員の身分を有する委員にあつては、36,900 円）

を

「

農業委員会	会長	月額 74,000 円
	委員	月額 52,400 円
	農地利用最適化推進委員	月額 44,500 円

に

改める。

別表第 6 中「農業委員会委員」を「農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 農業委員会の項及び別表第 6 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の項の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日以後に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により任命される委員及び同法第 17 条第 1 項の規定により委嘱される農地利用最適化推進委員に対して支給事由の生じた報酬並びに旅費及び費用弁償について適用し、同日前に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた農業委員会の委員に対して支給事由の生じた報酬並びに旅費及び費用弁償については、なお従前の例による。

## 理 由

農業委員会等に関する法律の改正を踏まえ農業委員会の会長及び委員の報酬の額を見直すとともに、同法の改正に伴い農地利用最適化推進委員の報酬の額並びに旅費及び費用弁償の種類及びその額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。